

○公益社団法人豊見城市シルバー人材センター  
安全就業基準不履行等会員に対する措置に関する要綱

平成 26 年 3 月 26 日  
要 綱 第 7 号

(目的)

**第 1 条** この要綱は、会員の安全意識の高揚を図るとともに、安全就業基準不履行会員、又は事故発生会員に対し、反省を促すことにより、事故の未然防止に資することを目的とする。

(指導)

**第 2 条** 安全就業委員、安全就業推進員又は事務局職員（以下「安全就業委員等」という。）は、安全就業基準の不履行会員に対し、事故の未然防止のため指導を行うことができる。

(減点措置)

**第 3 条** 理事長は、会員が就業に際し、又は就業中において、安全就業委員等から安全基準の不履行について指導を受けた場合、又は事故を発生させたときは、安全就業不履行等減点基準（別表）に基づき当該会員に減点を科すものとする。

(就業中止の措置)

**第 4 条** 会員が就業現場において、指導を受けた行為や対策が即改善できない場合、又は事故要因が解消されない場合、理事長は当該会員に対し、その日の就業を中止させるものとする。

(指導面談)

**第 5 条** 理事長は、会員が減点累積 3 点以上になった場合、当該会員に対し、面談による指導を行う。なお、当該会員が面談による指導に応じない場合は、1 ヶ月以内の就業停止とする。

(就業の制限及び停止)

**第 6 条** 会員が、面談による指導後、さらに安全就業基準不履行による指導又は事故発生による減点累積が 5 点以上となった場合、理事長は、当該会員の就業内容を一定期間制限し、又は 1 ヶ月以内の就業停止とする。

2 会員が就業中、事故を発生させ、減点累積が 7 点以上となった場合は、3 ヶ月以内の就業停止とし、減点累積が 10 点以上となった場合は、6 ヶ月以内の就業停止とする。

(就業の制限及び停止の決定)

**第 7 条** 会員に対する就業内容の制限、又は就業停止の期間は、安全就業委員等の協議を経て、理事長が決定し、当該会員へ文書で通告するとともに、理事会へ報告する。

(累積減点の消滅)

**第 8 条** 会員が減点后 6 ヶ月以上良好に就業した場合、又は就業停止期間を満了した場合、付与した累積減点は消滅する。

**第 9 条** その他この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が決定する。

## 附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 26 日から施行する。

## 安全就業不履行等減点基準

安全就業委員、安全就業推進員又は事務局職員から安全基準の不履行について指導を受けた会員、又は事故を発生させた会員に科す減点の基準は次のとおりとする。

### 1、 軽微な安全就業基準不履行等（減点1）

- ①安全帽（屋外作業）及び保護メガネの不着用（刈払機使用時）
- ②不適正な服装・履物の着用
- ③脚立及び踏み台の不安全使用  
（開き止め未使用、ぐらつき、天板使用、無理な姿勢での作業等）
- ④梯子の不安全使用（立角度75度以上、梯子上での無理な姿勢での作業等）
- ⑤その他の安全就業基準の不履行

### 2、 やや重大な安全就業基準不履行等（減点2）

- ①足場の不安定な高所（1.5m以上）での安全帯未使用
- ②足場の不安定な場合の高さ制限（2m以下）を超える作業の実施
- ③機械器具の不安全使用（刈払機の安全ガード取外し、機械器具の用途外使用等）

### 3、 重大な安全就業基準不履行等（減点3）

- ・無資格、無免許による車両及び機械等の運転及び操作

### 4、 軽微な事故発生会員（減点3）

- ①加療を要しない、又は通院加療3日以内の傷害事故を発生
- ②賠償額が3万円未満の損害事故を発生

### 5、 やや重大な事故発生会員（減点4）

- ①4日以上通院加療又は1ヶ月未満の入院加療を必要とする傷害事故を発生
- ②賠償額が3万円以上、10万円未満の損害事故を発生

### 6、 重大な事故発生会員（減点6）

- ①1ヶ月以上の入院加療を必要とする傷害事故を発生
- ②賠償額が10万円以上の損害事故を発生

7、その他、減点基準1から6に該当しない場合は、安全就業委員等の協議を経て、理事長が決定する。

公益社団法人豊見城市シルバー人材センター

適正な運営のための受注基準

センターの適正な運営を推進するため、会員の就業機会の確保にあたっては、受託事業、独自事業、職業紹介事業、労働者派遣事業を問わず、次に定める基準のいずれにも適合する仕事（事業限定を除く）について受注するものとし、一つでも適合しない場合は受注してはならないものとする。

基準1 高齢者に相応しい仕事に限る。

- ① 高齢者の能力・体力に見合ったもの
  - ア 重量物の運搬等でない。
  - イ 動作の緩急が激しいものでない。
  - ウ 深夜（22時以降）の作業でない。

② 公序良俗に反しないもの

- ア 反福祉的なもの

基準2 安全な仕事に限る。（重篤事故に結びつく恐れがないもの）

① 危険でないもの

- ア 足場の不安定な高所（2m以上）での作業でない。
- イ フォークリフトやクレーン、プレス機等の重機器を扱うものでない

② 有害でないもの

- ア 劇薬や毒性の強い農薬等を扱うものでない。
- イ 強い悪臭等のある劣悪な就業環境でない。

基準3 請負・委任による引き受けが可能な仕事に限る。（受託事業、独自事業）

① 仕事量（請負）や仕事内容（委任）による契約が可能なもの

- ア 受注額の見積・契約が人工計算によるものでない。
- イ 発注者が就業会員や就業人数を指定するものでない。
- ウ 発注者が会員の就業時間や休憩等を指示するものでない。

② 会員が独立し、独自の判断で履行できるもの

- ア 指揮命令や混在就業が発生しない。
- イ 発注者の生産ラインに組み込まれない。

基準4 トラブル等の発生が見込まれない仕事に限る。

① 事故やトラブルが発生した場合に、損害賠償額が多額とならないもの

- ア 価額が高額な物品等を取り扱うものでない。

② 過去の受注において未収金が発生していないもの

- ア 3ヶ月以前の受注において未収金残がない。

③ センターが受注することで、地域団体等とのトラブル発生が見込まれないもの

- ア 労働者の雇用の場を侵食し、又は労働条件等の低下を引き起こす恐れがない。

基準5 その他

① シルバー事業の目的に相応しいもの

② 適正な受託と就業のための自主点検表に適合するもの（受託事業、独自事業）

③ 法令に抵触しないもの